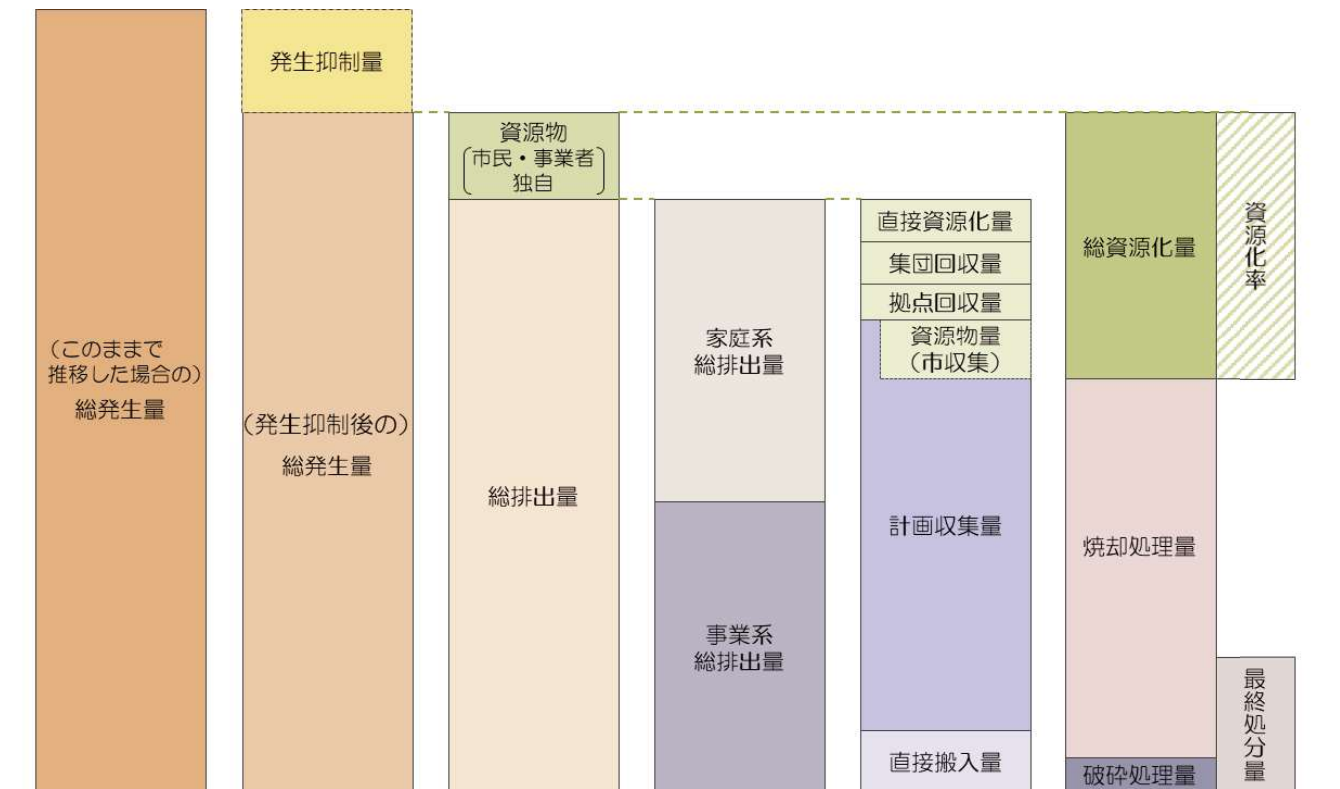


ごみ量の定義

総発生量	「総排出量＋資源物（市民・事業者独自）※」 ※ 市民、事業者独自の取り組みによる資源化量
総排出量	「計画収集量＋拠点回収量＋直接搬入量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）」 ・計画収集量は、実際にごみの収集を行っている区域の収集量 ・拠点回収量は、古紙、蛍光管、乾電池、小型家電などのうち、地域の回収拠点で回収された量 ・直接搬入量は、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ量 ・集団回収は、自治会などが自主的に再生資源（古紙類など）を回収し、リサイクルする活動
総排出量（家庭系）	「計画収集量＋拠点回収量＋集団回収量」
総排出量（事業系）	「計画収集量＋直接搬入量＋直接資源化量（剪定枝）」 ・事業系ごみの計画収集量は、許可業者が実際にごみの収集を行っている区域の収集量
焼却処理量	「総排出量」のうち焼却処理された量（家庭ごみ（燃えるもの）、事業系ごみと大型ごみの破碎残さなど）
破碎処理量	「総排出量」のうち破碎処理された量（もえない小物（不燃の小物）、大型ごみ、事業系ごみなど）
総資源化量	「資源物量（市収集）＋拠点回収量＋集団回収量＋直接資源化量（剪定枝）＋資源物の量（市民・事業者独自）」
資源化率	ごみの総発生量に占める総資源化量の割合
最終処分量	埋め立て処分した量 「焼却処理後の残灰発生量」＋「不燃残さ量」 ・不燃残さは、缶、びんの選別過程で発生する不燃物の残さ



(注) 上図はごみ量の定義を模式図化したものであるため、各量の比率は実際とは異なります

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の目的

市民・事業者・各種団体のみなさまのご協力により、本市のごみの量は着実に減少しています。これはみなさまが日ごろの暮らしや仕事の中で、ごみの減量や資源化に向けた行動を実践し、継続してきた成果と言えます。

一方で、廃棄物処理を取り巻く情勢としては、資源枯渇の懸念や地球温暖化の問題、大規模災害への対応、資源価格の変動、超高齢社会の到来、新たな感染症の発現によるライフスタイルの多様化などが見られます。

本市では、平成28年3月に「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第6期）」（以下「前計画」という。）を策定し、令和7年度を目標年次としてごみの減量を進めてまいりましたが、大阪府内の市町村と比較すると、ごみの排出量は依然として非常に多く、今後、更なるごみの排出量及び焼却処理量の削減が求められております。

国においては、前計画策定以降、持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディー・ジーズ）の達成に向けて、関係省庁や都道府県が率先して取り組む方針が示され、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていくこととしています。

このような動向を踏まえ、今後の循環型社会形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性などを盛り込んだ「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

本計画のうち、ごみ処理基本計画では「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現をめざしており、市民・事業者・各種団体・行政が協働して総合的かつ計画的にごみの減量や資源化を進めるための方針と手順を定めています。

また、生活排水処理基本計画は、今後も引き続き、下水道整備を進めるとともに、市民のみなさまのご協力を得ながら生活排水の処理を計画的かつ適正に実施していくものです。

市民・事業者・各種団体のみなさまとともに本計画を着実に進め、「東大阪市の環境」を持続可能な状態で次世代に引き継いでいきたいと考えております。

みなさまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

2 計画の位置付け

本計画は、一般廃棄物処理や循環型社会形成に関わる法律や条例と整合を保ちつつ、図1に示すように、東大阪市第3次総合計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）や東大阪市第3次環境基本計画を上位計画として、本市の今後の循環型社会形成に向け、ごみ処理行政全般にかかる取り組みや、生活排水におけるさらなる水質保全を図るための基本方針を定めたものです。

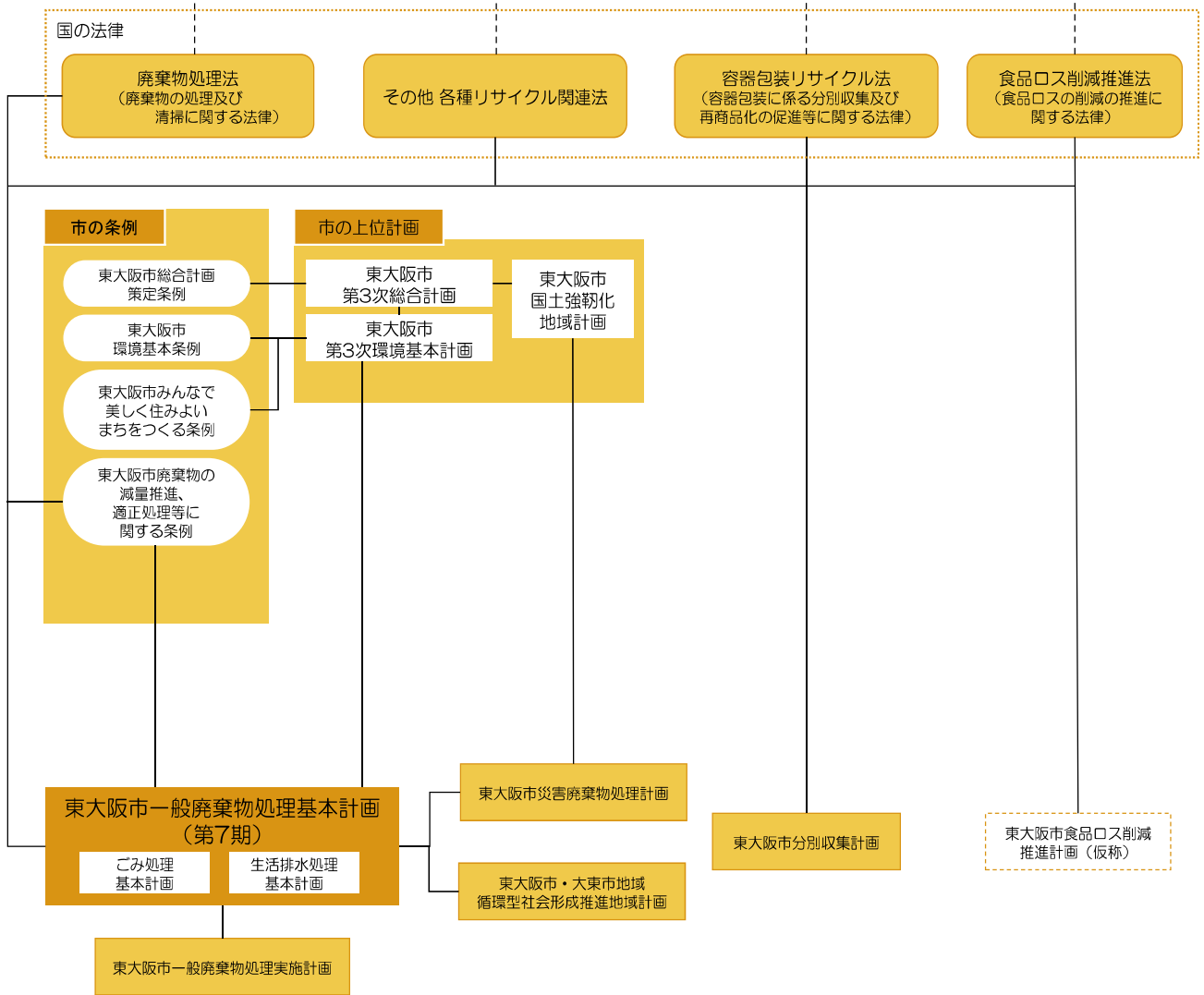


図 1 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の位置付け



[経済産業省ウェブサイトをもとに作成]

図 2 循環型社会の形成を推進するための法体系

3 計画期間

環境省の『ごみ処理基本計画策定指針』では「一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね10から15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である」とされています。本市においては前計画を平成28年3月に策定し、5年が経過しました。

本計画は、令和3年度を初年度、令和12年度を最終目標年度として改定するものです。

なお、計画期間内であっても社会情勢の変化など、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。



図 3 東大阪市一般廃棄物処理基本計画の計画期間

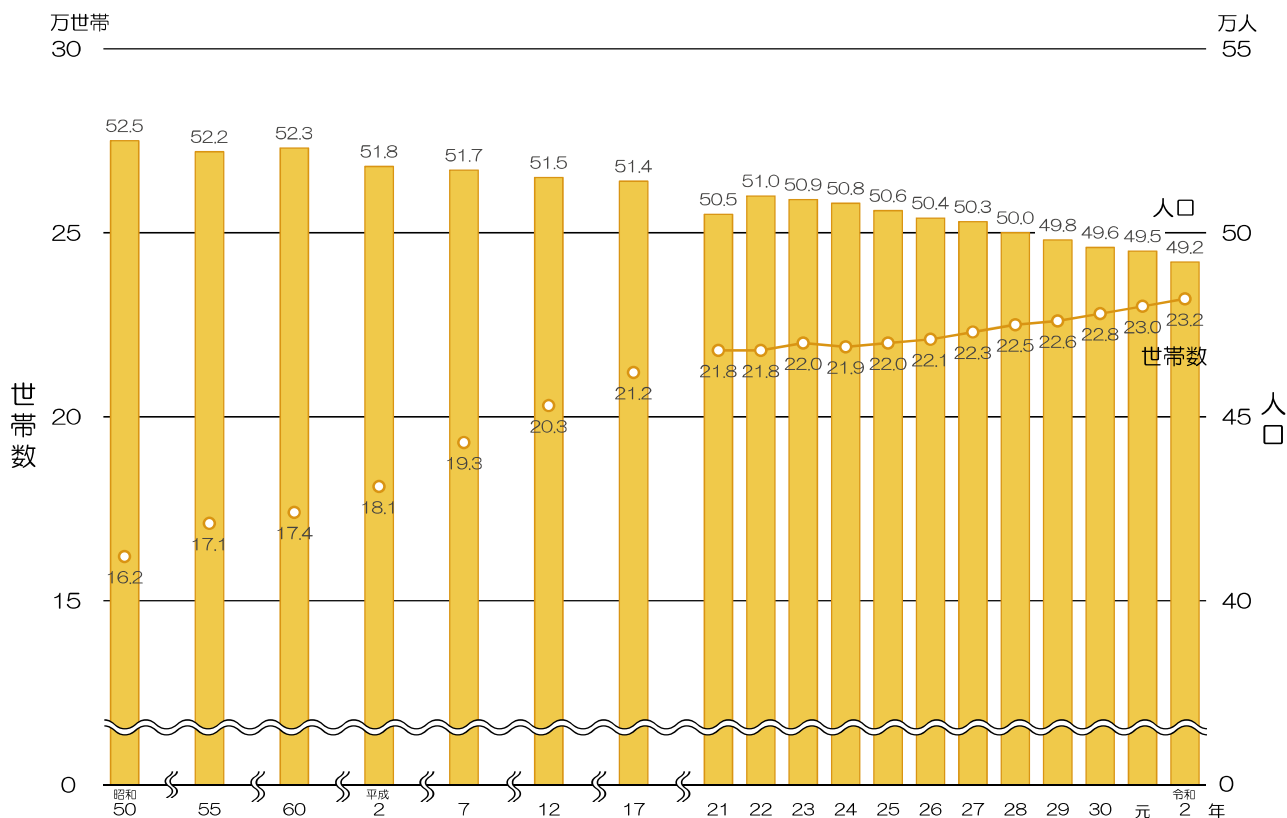
4 東大阪市の状況

(1) 人口と世帯数の推移

我が国の人口は平成 20 (2008) 年をピークに減少が進んでいますが、本市の人口は昭和 50 (1975) 年をピークに減少傾向にあります。(図 4)

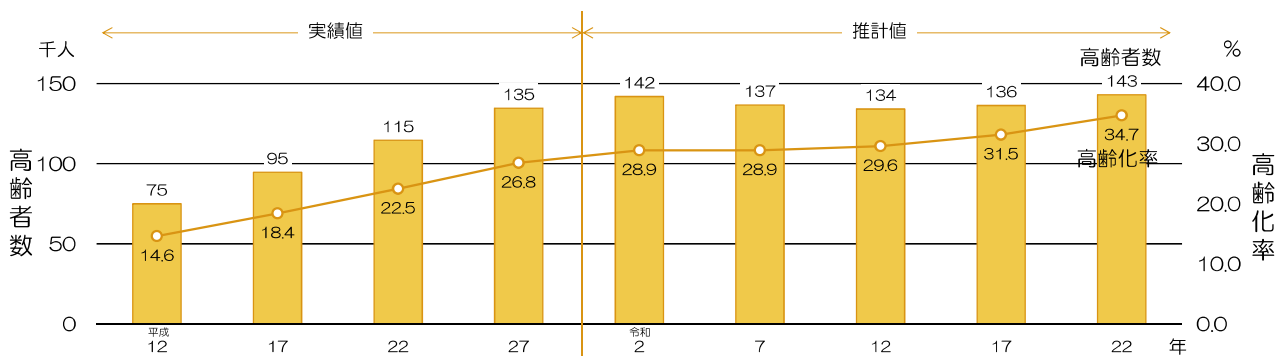
令和 2 年 10 月 1 日現在の人口は約 49 万 2 千人、世帯数は約 23 万 2 千世帯となっています。

また、本市の高齢化率は年々上昇し、令和 17 年 (2035) 年には 30% を超え、その後も上昇する見込みとなっています。(図 5)



[出典 東大阪市統計書、人口の動き]

図 4 人口・世帯数の推移



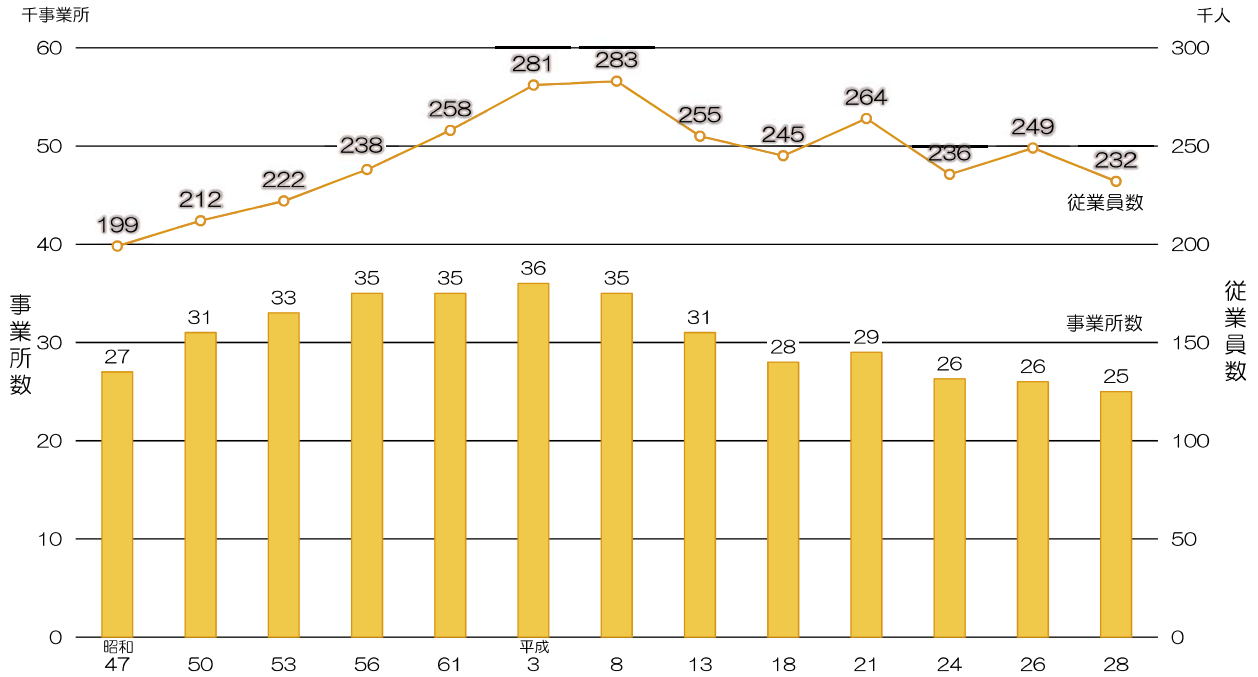
[出典 東大阪市第 3 次総合計画]

図 5 高齢者数・高齢化率の推移

第1章 計画策定の基本的事項

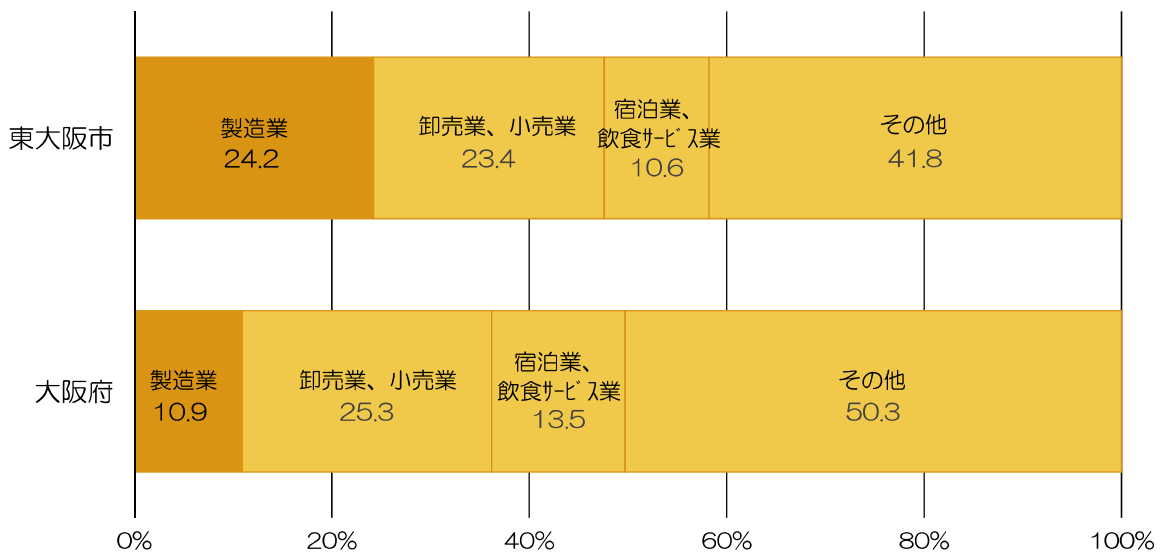
(2) 事業所数と従業員数

本市の事業所数は、平成 28 年時点で約 2 万 5 千事業所（図6）、そのうち 24.2%が製造業です。モノづくり企業の集積地として、鉄線・ボルト・ナット・作業工具などの地場産業や、金属・機械・電気部門などの製造加工業が多く立地しており、大阪府平均（10.9%）と比べても割合が高くなっています。（図7）



[出典 東大阪市統計書]

図 6 事業所数と従業員数の推移



[平成 28 年経済センサス-活動調査をもとに作成]

図 7 業種別の事業所数割合（東大阪市・大阪府）

(3) 災害への対応

我が国では、近年、地震や風水害などの自然災害が頻発、また激甚化しています。本市でも、平成30年9月に台風21号による家屋など倒壊被害が発生し、大規模な家屋半壊が7件、半壊が6件、一部損壊が890件あり、これ以外にも家屋被害が多く発生しました。(図8)

東大阪市地域防災計画で今後想定している地震のうち、最も大きな影響を及ぼすとされている「生駒断層帯地震」では、市内中心部で震度7、広範囲で震度6強を想定しています。(図9)

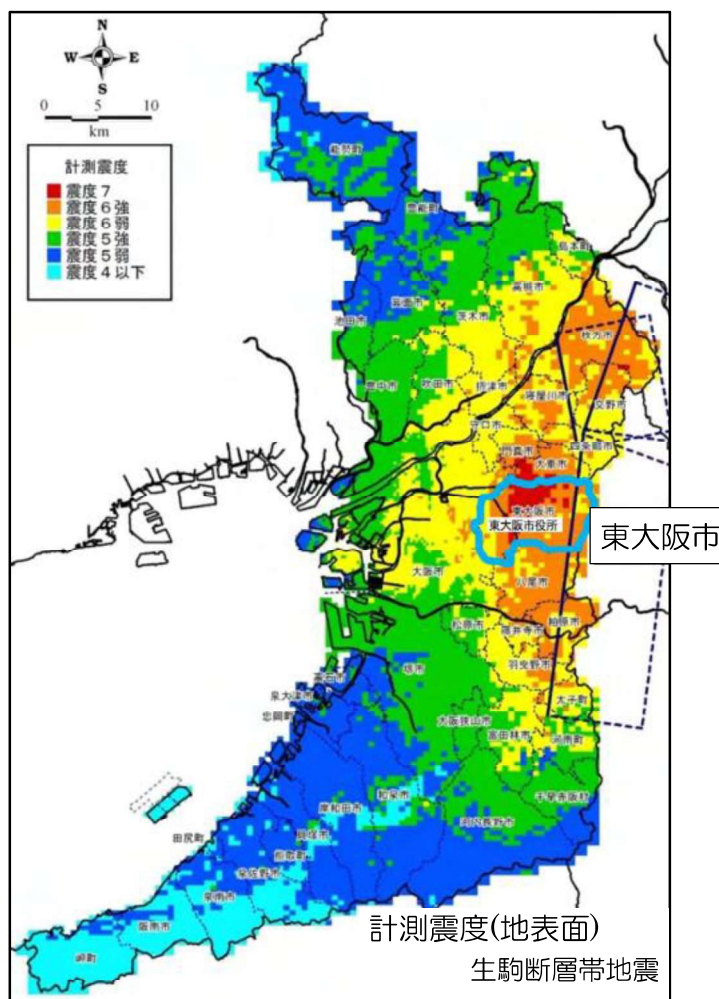
表 1 想定する災害(地震)

項目	内容
想定地震	生駒断層帯地震
予想規模	マグニチュード7.0~7.5(最大震度7)
建物全半壊棟数 (全棟*に対する割合%)	99,252棟(全棟167,175棟に対し59.4%)
避難人口	97,444人

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。
出典:「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より作成



図8 平成30年台風21号の被害によって発生した災害廃棄物



[出典:「大阪府地震被害想定」平成19年3月、大阪府]

図9 生駒断層帯地震 震度分布図

第1章 計画策定の基本的事項

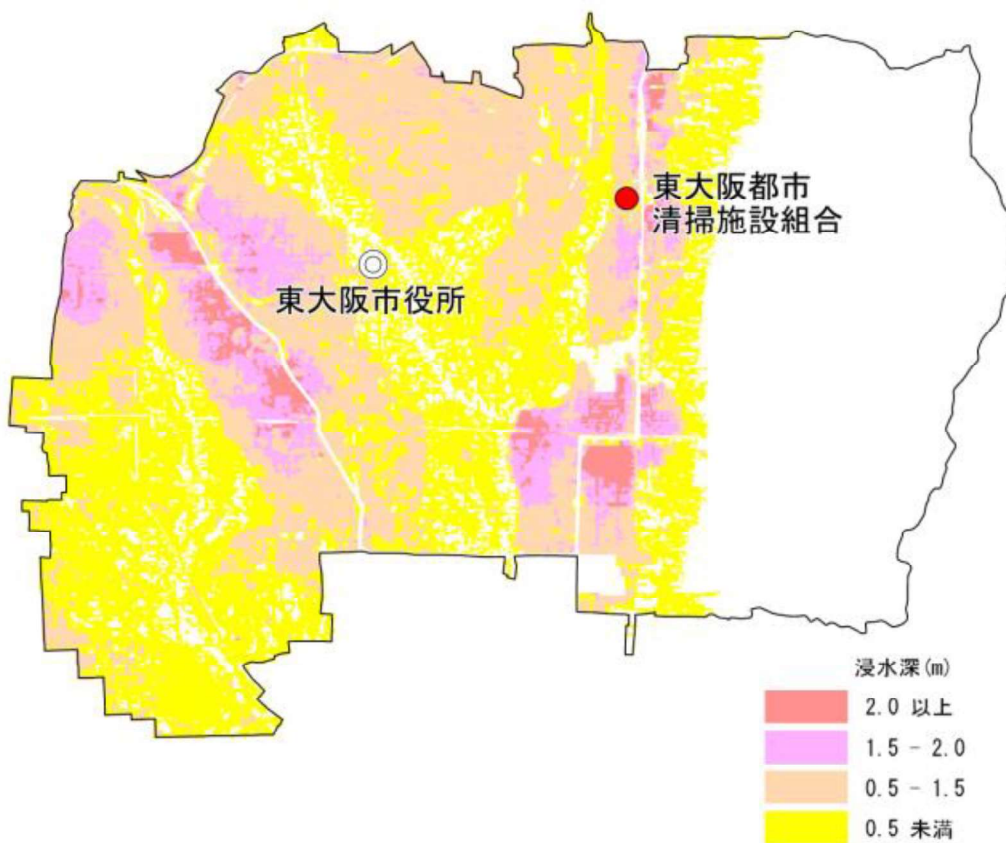
また、東大阪市地域防災計画では、対象風水害として東海豪雨災害と同等の規模を想定しています。

台風や豪雨の際には広い範囲で浸水の可能性があり、河川近傍では2m以上の浸水も想定していることから、大量の災害廃棄物の発生を想定しています。(図10)

表 2 想定する災害(風水害)

項目	内容
想定風水害	淀川水系寝屋川流域の氾濫(洪水)
予想雨量	おおむね 90mm/時間
建物全半壊・浸水棟数 (全棟*に対する割合%)	建物全半壊 15,674棟 (9.4%) 建物浸水(床上/床下) 109,028棟 (65.2%)

※ 全棟数は「大阪府地震被害想定」(平成19年3月、大阪府)より167,175棟とした。
出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)より推計



[出典:「大阪府 洪水リスク表示図」(平成25年、大阪府)]

図 10 淀川水系寝屋川流域洪水浸水想定区域図